

青森県報

第二千六百六十九号

平成十五年五月六日(火曜日)

目 次

告 示

平成十四年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領……………(財政課)……………一

生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課)……………四

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(健康医療課)……………四

結核予防法による医療機関の指定……………(同)……………四

保安林の指定解除予定……………(林政課)……………四

出先機関……………

土地改良区の役員の就任及び退任……………(下北地方農林事務所)……………五

土地改良区の役員の退任……………(農林事務所)……………五

土地改良区の役員の就任及び退任……………(西地方農林事務所)……………五

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同)……………五

教育委員会……………

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(県立図書館)……………六

告 示

示

青森県告示第三百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成十五年三月三十一日専決処分した平成十四年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領は、次のとおりである。

平成十五年五月六日

青森県知事 木 村 守 男

平成14年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成14年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ823,154千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ878,770,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	県 税	114,402,897	782,175	115,185,072
1	1 県 民 税	24,909,462	121,218	25,030,680
	2 事 業 税	19,291,666	603,331	19,894,997
	3 地 方 消 費 税	12,235,752	57,626	12,293,378
3	地 方 譲 与 税	2,506,640	66,676	2,573,316
	1 地 方 道 路 譲 与 税	2,193,157	66,659	2,259,816
	2 石 油 ガ ス 譲 与 税	265,898	1,679	267,577
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	47,585	1,662	49,247
5	地 方 交 付 税	262,938,526	74,836	263,013,362
	1 地 方 交 付 税	262,938,526	74,836	263,013,362
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	598,910	41,057	640,967
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	598,910	41,057	640,967
7	分 担 金 及 び 負 担 金	12,453,132	2,604	12,455,736
	2 負 担 金	12,091,477	2,604	12,094,081
15	県 債	134,750,700	92,800	134,843,500
	1 県 債	134,750,700	92,800	134,843,500
歳 入 合 計		877,947,095	823,154	878,770,249
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	総 務 費	42,735,422	823,154	43,558,576
	1 総 務 管 理 費	17,816,895	1,281,475	19,098,370
	2 企 画 費	12,341,629	458,321	12,800,000
歳 出 合 計		877,947,095	823,154	878,770,249

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	5,773,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。	5,864,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。
漁港事業	5,373,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。	5,281,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。
道路事業	11,304,000			ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	14,335,800			ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
ふるさと農道 緊急整備事業	1,779,000				1,774,000			
臨時県道整備 事業	20,389,000				20,951,000			
東北新幹線鉄 道整備事業	10,075,000				10,078,000			
新産業都市等 建設事業	961,000				962,000			
臨時財政対策 債	24,574,236				21,074,236			
社会福祉施設 整備事業	237,000				238,000			
計	134,750,700	/	/	/	134,843,500	/	/	/

青森県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月六日

青森県知事 木村守男

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
浅間 浩	弘前市大字清水二丁目一三の二	浅間接骨院	弘前市大字城東中央二丁目二の一	平成 一五・二・二五
大坂 浩志	三戸郡階上町大字道仏字天当平一の二〇	桔梗野整骨院	八戸市大字市川町字桔梗野上一九の八七	一五・二・二七

青森県告示第百三十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月六日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	指定辞退年月日
北川ひ尿器科クリニック	青森市花園二丁目四四の七	平成一五・三・三
樽沢医院	南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の一三	一五・二・二六
ちびき病院	上北郡東北町字石坂三二の四	一五・三・三

青森県告示第百三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法

第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年五月六日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	指定年月日
板柳薬局	北津軽郡板柳町大字福野田字常盤七四の一六	平成一五・四・一
北川ひ尿器科クリニック	青森市花園二丁目四三の一八	一五・四・二四
医療法人幸昭会樽沢医院	南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の一三	一五・四・一
医療法人社団良風会ちびき病院	上北郡東北町字石坂三二の四	"
サワカミ薬局東店	十和田市東十二番町一四の二七	一五・五・一
井沼洋クリニック	北津軽郡中里町大字宮野沢字浦島九八の一〇	一五・四・一八
ゆきた内科クリニック	青森市松原一丁目五の一四	一五・四・二四

青森県告示第百三十七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年五月六日

青森県知事 木村守男

- 一 解除予定保安林の所在場所
青森市大字駒込字深沢一四の一・大字横内字八重菊六一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、佐井村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月六日

下北地方農林水産事務所長 澤 田 満

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	宮田 武雄	下北郡佐井村大字佐井字原田一四	平成 一五・三・二七就任
"	田中 岩男	"	"
"	菊池 繁	字中道四七の一 字古佐井一〇の	"
"	鹿島 幸一	"	"
"	須藤 守	字古佐井川目一 一三	"
監 事	伊藤 義美	字中道七八の四	"
"	横浜 常夫	字原田二一	"
理 事	松沢 勝雄	字原田川目一二	一五・三・二六退任
"	菊池 繁	字古佐井一〇の	"
"	山本 信広	" 八〇	"
"	上山 正義	字大佐川目一二	"
"	間山 茂巳	字古佐井川目一	"

監 事	宮田 武雄	六の六	字原田一四	"
"	大畑 勝義	四の一	字古佐井川目一	"
"	大畑 正道	四の三四	"	"
"	松本 定雄	"	字原田番外地	"
"	伊藤 義美	四の	字中道七八の四	"

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小戸六溜池土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月六日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	鎌田 仁	西津軽郡木造町大字福原字妻元四九の二	平成一五・四・二七
監 事	宮崎 千代止	森田村大字森田字月見野二七一の	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月六日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

